

○鯖江広域衛生施設組合職員の再任用に関する条例

（平成13年10月2日）
（条例第1号）

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項および第3項（法第28条の5第2項および第28条の6第3項において準用する場合を含む。）ならびに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第6条の規定に基づく職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。）に関しては、鯖江市職員の再任用に関する条例（平成13年鯖江市条例第2号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
（鯖江広域衛生施設組合職員の定年等に関する条例の一部改正）
- 2 鯖江広域衛生施設組合職員の定年等に関する条例（昭和60年鯖江広域衛生施設組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略